

# 國有財産の一般競争入札案内書

(埼玉県羽生市下新郷)

関東農政局

※ 本案内書は入札の際には、ご持参願います。

令和8年2月実施

農林水産省

# 国有財産の一般競争入札案内書

## <目次>

I	入札案内	・・・	P 1～4
II	国有財産売払公示書	・・・	P 5～6
III	入札要領	・・・	P 7～12
IV	関東農政局競争契約入札心得	・・・	P 13～33
V	入札参加時必要書類等	・・・	P 34
VI	銀行振出小切手の見本	・・・	P 35
VII	入札会場案内図	・・・	P 36
VIII	国有財産競争入札参加申込書	・・・	P 37～51
IX	委任状	・・・	P 52
X	国有財産売買契約書（案）	・・・	P 53～56
XI	物件調書	・・・	P 57～64

# 入札案内

## 1 入札物件一覧表

### 入札物件

物件番号	財産区分	所在及び地番	地目	登記簿面積
1	土地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 619番2	畠	549m <sup>2</sup>

(注) 1 土地の評価は農地で行い、面積は登記簿面積とする。

2 土地は現況での売払いとする。

### 入札日時

令和8年2月17日（火） 13：30～

## 2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

### (1) 競争参加者に必要な資格

農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- ② 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法、農地法については 11～12ページを参照願います。

### (2) 入札の参加方法

- ① 入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」、「入札要領」、「関東農政局競争契約入札心得」及び「国有財産売買契約書（案）」を十分お読みの上、参加して下さい。
- ② 入札に参加を希望する者は、令和8年1月6日（火）午後5時までに、「国有財産競争入札参加申込書」（以下「入札参加申込書」という。）を関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 10階）に提出してください。
- ③ 入札参加申込書と併せて、予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面（戸籍抄本）及び印鑑証明書を提出すること。  
また、法人の場合には、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握できる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）を提出すること。
- ④ 入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行います。

### 3 入札日時及び落札者の決定方法

#### (1) 入札及び開札の日時、場所

日 時 令和8年2月17日(火) 13時30分～  
場 所 関東農政局 入札室

(注) 受付等は、公示書に記載した入札日時の20分前から行います。  
また、公示書に記載した入札日時に遅れると入札に参加できませんので、ご注意下さい。  
なお、応札者多数の場合、入札開始時間が遅れることがありますのでご了承下さい。

#### (2) 落札者の決定方法

落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。  
ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。入札要領第9条に規定する排除要請が行われなかつた場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかつた者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

### 4 入札日の持参品等

#### (1) 委任状(本案内書に添付のもの(52ページ)を使用して下さい。)

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には委任者の印鑑証明書を添付した委任状を持参して下さい。

なお、入札参加申込書の申込人であるご本人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

#### (2) はんこ

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑登録された「はんこ」をお持ち下さい。

ただし、代理人が入札する場合はご本人(委任者)の「はんこ」は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の「はんこ」を持参して下さい。

#### (3) 入札保証金

入札当日、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。

(注) イ 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手で納付できます。

(銀行振出小切手については、東京手形交換所加盟の金融機関が振り出したもので発行日より5日以内のものでお願いします。)

(35ページの銀行振出小切手の見本を参照願います。)

ロ 落札者の入札保証金は国有財産売買契約書が提出されるまで還付し

ませんが、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。

#### (4) 収入印紙

入札保証金を還付するときその受領証書に貼付していただきますので、200円の収入印紙をご用意下さい。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないものの場合は必要ありません。

また、落札後に「国有財産売買契約書」（53ページ以降参照）を締結する際に、契約金額に応じた収入印紙を貼付する必要がありますのでご用意下さい。

契約金額が50万円以下のもの	200円
----------------	------

契約金額が50万円を超える100万円以下のもの	500円
-------------------------	------

契約金額が100万円を超える500万円以下のもの	1千円
--------------------------	-----

契約金額が500万円を超える1千万円以下のもの	5千円
-------------------------	-----

#### (5) 契約保証金

落札者は、落札後直ちに、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を現金又は銀行振出小切手による納付が必要です。

ただし、申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

#### (6) 本人確認が行える資料（免許証、マイナンバーカード等）

#### (7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

### 5 契約の締結及び売払対価の納入等

(1) 落札者は、落札後直ちに国有財産売買契約書を関東農政局長に提出するとともに契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により納めなければなりません。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

(2) 落札者が落札後国有財産売買契約書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意下さい。

(3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産売買契約書が提出され、後日、国から国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（発行日から20日以内）までに売払対価が納入された場合に還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

(4) 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（発行日から20日以内）までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意下さい。

（注）売払対価の分割納入はできません。

## 6 所有权の移転等

- (1) 売扱対価の納入が行われ、確認されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、国が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(参考)

○ 登録免許税額

課税標準の価額 × 1,000分の15

(注) 課税標準の価額は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍農地の固定資産税課税台帳価格に比準して算定）です。

# 国有財産売扱公示書

下記国有財産を一般競争入札により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 46 条第 1 項に規定する農業利用を目的とした売扱いをします。

## 記

### 1 売扱物件

物件番号	財産区分	所在及び地番	地目	登記簿面積
1	土地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 619 番 2	畠	549 m <sup>2</sup>

- (注) 1 土地の評価は農地(畠)で行い、面積は登記簿面積とする。  
2 土地は現況での売扱いとする。

### 2 競争参加者に必要な資格

農地法第 3 条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加を希望する者は、4 の(1)の①の提出期限までに、4 の(1)の②の提出場所に「国有財産競争入札参加申込書」を提出すること。

入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の 10 日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

### 3 入札要領及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 草薙（くさなぎ）

所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 10 階

電話 048（740）1005

### 4 入札参加申込、入札及び開札の日時並びに場所

#### (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

① 提出期限 令和 8 年 1 月 6 日（火曜日）午後 5 時

② 提出場所 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 10 階

農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課

（郵送される場合は必ず簡易書留でお願いします。）

(2) 入札 令和 8 年 2 月 17 日（火曜日）

物件番号 1 13 時 30 分～

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

(4) 場所 関東農政局入札室 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 12 階

（さいたま市中央区新都心 2-1）

## 5 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を現金又は銀行が振り出した小切手（宛先が振出金融機関）により納入すること。

なお、小切手の振出金融機関は東京手形交換所に加盟していることを要する。

## 6 契約保証金

落札者は、落札後、直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する金額を現金又は銀行が振り出した小切手により納入すること。

なお、小切手の振出金融機関は東京手形交換所に加盟していることを要する。

## 7 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

## 8 契約不履行

落札者が落札後、国有財産売買契約書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、5の入札保証金は国庫に帰属する。

## 9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は歳入徴収官が発行する納入告知書により納付する。

## 10 その他

(1) 入札参加希望者は予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面（戸籍抄本）及び印鑑証明書を、国有財産競争入札参加申込書を提出する際に併せて提出すること。

また、法人の場合には、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握できる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）を提出すること。

（注）上記書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

(2) 入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

## 11 入札に携行すべきもの

入札者の印鑑登録されたはんこ（代理人をもって入札しようとする場合は、委任状に使用した代理人のはんこ）

## 12 契約内容等の公表

入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合には、その旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を関東農政局のホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とする。

以上公示する。

令和　年　月　日

契 約 担 当 官

関 東 農 政 局 長 菅 家 秀 人

# 入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。  
なお、委任状には受任者の使用印を押印してください。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません（以下「入札保証金等」という。）。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に￥を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したものの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの  
(予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照)
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの

## 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第 11 条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。

第 12 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることができますが、この場合、異議を申し立てることはできません。

第 13 条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 9 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 14 条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 15 条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金等を契約保証金の一部に振り替えることができます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金等の還付を留保します。

なお、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金等を還付します。

第 16 条 落札者が落札後国有財産売買契約書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属することになります。

第 17 条 落札者は、落札後直ちに国有財産売買契約書を関東農政局長に提出するとともに、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません（以下「契約保証金等」という。）。

第 18 条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付し

ます。

ただし、契約者（落札者）からの申し出により契約者（落札者）に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第19条 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになります。

第20条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第21条 入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を関東農政局のホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とします。

第22条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規及び関東農政局競争契約入札心得の定めるところによって処理します。

## ○暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記 1 から 3 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

上記事項について、入札参加申込書の提出をもって誓約します。

○ 予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項 各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法(抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 農地法(抄)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十二条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- 一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- 二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- 三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合
- 四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- 五 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）
- 六 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

## 関東農政局競争契約入札心得

### (目的)

第1条 関東農政局所掌に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき、全府省等において導入される電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

### (入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、第1項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第1号）（有価証券を提

供する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第2号））を添えて差し出さなければならない。

- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号様式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号様式として規定されている政府保管有価証券受領証書）と引換えに還付する。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 国債
  - 二 政府の保証のある債券
  - 三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
  - 四 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第2号以外のもの（以下「公社債」という。）
  - 五 地方債
  - 六 契約担当官等が確実と認める社債
  - 七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
  - 八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
  - 九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
  - 十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
  - 一 国債又は地方債　　政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ關スル件（明治41年勅令第287号）又は同令の例による金額

二 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実と認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額

三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権  
当該債権証書に記載された債権金額

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証  
その保証する金額

8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第5号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札

書受付票を受理しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。
- 4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。
- 5 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第6号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 10 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることはできない。
- 11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第7号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出するものとする。

- 一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第8号）を契約担当官等に提出して行う。（郵送の場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。）
  - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（開札）

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に關係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を提出しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- 四 記名を欠く入札（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九 入札時刻に遅れました入札

十 暴力団排除に関する誓約事項（様式第 7 号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十一 工事にあっては、工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）が未提出である又は提出された内訳書に未記入等不備があると認められる入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第 8 条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第 1 回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第 3 回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第 3 回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、2 回を限度とするものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいる場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3 第 1 項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第 9 条 関東農政局所管に係る請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る。）について予決令第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一 工事の請負契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の

合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費等の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

二 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量にあっては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建設コンサルタント(建築に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務（測量及び地質調査を除く）は10分の6から10分の8.1まで、測量は10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約（二に掲げる業種を除く。）については10分の6の割合

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の

条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを含む。以下同じ。）の入札者（最低価格の入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、これらの者の中に電子調達システムにより入札した者がいる場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができるものとする。

- 2 前項前段の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事又は予決令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁（関東農政局）に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第9号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券

を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 4 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 7 前6項の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を出したものとみなす。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約保証金の返還）

第14条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第10号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第11号））により返還するものとする。

なお、この場合利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第15条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければな

らない。ただし、入札後契約前V E 方式の対象工事で、落札者がV E 提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

- 2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 9 条に定める対象建設工事である場合は、第 1 項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定に基づく説明及び第 13 条第 1 項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- 5 契約担当官等が入札公告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子調達システムにより入札を行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第 1 項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第 16 条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務の地域的特性等により、第 1 号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第 1 号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。
  - 一 当該業務等の請負契約について、関東農政局建設工事等契約事務取扱要領（平成 14 年 12 月 12 日付け 14 関総第 393 号（経））第 32 条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。
  - 二 相指名業者以外の者であること。
- 3 第 1 項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならぬ。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第 18 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

(附則)

総合評価落札方式に係る取扱については、以下のとおりとする。

- 1 第 4 条の 3 第 2 項、同条第 3 項及び第 7 条第 1 項第 5 号中の「入札価格」を「入札価格及びその他の条件」に読み替える。
- 2 第 10 条第 1 項中の「予定価格」を「予定価格かつ基準評価値」に読み替える。
- 3 第 10 条第 1 項中の「最高又は最低の価格」を「最高又は最低の評価値」に読み替える。
- 4 第 10 条第 1 項中の「最低の価格」を「最高の評価値」に読み替える。
- 5 第 11 条第 1 項中の「同価格」を「同評価値」に読み替える。

(附則)

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

様式第1号（第3条）

保管金提出書

第	号	受
年月日		付

￥\_\_\_\_\_ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 年 月 日 公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

年 月 日 住 所

商号又は名称  
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏

官職 氏名

殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充 当 決 定	売 却 代 金 充 当 決 定	保 証 金 返 還 決 定	保 証 金 国 庫 帰 属 決 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
確認者氏名	確認者氏名	確認者氏名	確認者氏名	確認者氏名
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

**様式第2号** (第3条・第12条)

政府保管有価証券提出書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚 数	総額面	内訳			備考
			額面	回記号	番号	

工事名

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第5号（第4条）

入 札 書

年 月 日

担当官  
長  
殿

(入札者)

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥ \_\_\_\_\_

ただし の代金

上記のとおり、入札心得、入札説明書又は指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

担当官

長

殿

**様式第7号（第4条・第7条）**

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

**記**

**1 契約の相手方として不適当な者**

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

**2 契約の相手方として不適当な行為をする者**

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

様式第8号（第4条の2）

入札辞退届

年　月　日

担当官

長

殿

(入札者)

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)

氏 名

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第9号（第12条）

保管金提出書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第10号（第14条）

保管金払渡請求書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金

保管金提出書の 年 月 日

日付及び番号 年度 第 号

振込先

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名義 \_\_\_\_\_

支店番号 口座番号

\_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_

様式第11号（第14条）

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 年 月 日

及び番号 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回 記 号	番 号	

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

入札 参 加 時 必 要 書 類 等

本人・代理人の別 入札参加者	本 人	代 理 人
法 人	1 <u>入札保証金、契約保証金（結果として入札されようとする金額の10／100以上</u> <u>の現金又は小切手が必要となります。）</u>  2 法人の登録印  3 200円の収入印紙（※）  4 本人確認が行える資料（免許証等）	1 左に同じ  2 代理人の登録印 3 代理人の登録印鑑証明書 4 委任状（委任者の登録印押印のもの）  5 左に同じ  6 本人確認が行える資料（免許証等）
個 人	1 <u>入札保証金、契約保証金（結果として入札されようとする金額の10／100以上</u> <u>の現金又は小切手が必要となります。）</u>  2 登録印  3 200円の収入印紙（※）  4 本人確認が行える資料（免許証等）	1 左に同じ  2 代理人の登録印 3 代理人の登録印鑑証明書 4 委任状（委任者の登録印押印のもの）  5 左に同じ  6 本人確認が行える資料（免許証等）

注：1 印紙については、印紙税法上非課税である場合（非課税法人、個人で営業に関しないものの場合）は不要です。

## 銀 行 振 出 小 切 手 の 見 本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB01234 小 切 手 東京 5678  
0123-456

支払地 ○○市  
株式会社○○銀行○○支店

¥1,000,000※

金員

上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 殿へ  
お支払いください。

行

振出日 令和〇年〇月〇日 株式会社○○銀行○○支店

振出地 ○○市 支店長 関東太郎 印

- (注) ① 東京手形交換戸口加盟店のものである。  
② 振出人、支払人とも同一金融機関である。  
③ 持参人又は無記名である。  
④ 振出日から 5 日以内である。

# 入札会場案内図

1 入札会場 さいたま新都心合同庁舎2号館 12階 関東農政局入札室

2 案内図



○さいたま新都心合同庁舎2号館の入館に当たっては、受付表に必要事項をご記入のうえ、2階の受付に身分証明しできるもの（運転免許証、保険証等）と一緒に提出して入館証を受け取り入館してください。

なお、退館される際は、入館証を2階の受付に返却願います。

3 アクセス

JR京浜東北線、上野東京ライン さいたま新都心駅下車 徒歩約7分

(問い合わせ先)

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館 10階  
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課  
電話 048-740-1005

# 国 有 財 産 競 争 入 札 参 加 申 込 書

契 約 担 当 官  
関 東 農 政 局 長 菅 家 秀 人 殿

申込者 住 所

氏 名

印

(電話番号

)

下記の売払物件に係る一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

## 記

物 件 番 号	財 産 区 分	所 在 及 び 地 番	地 目	登 記 簿 面 積
1	土 地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 619番2	畠	549m <sup>2</sup>

- 1 予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面（戸籍抄本）及び印鑑証明書。  
申込者が法人であるときは、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握できる履歴事項全部証明書及び印鑑証明書。
- 2 現に耕作又は養蓄の事業に供している所有地、借入地、所有採草放牧地、借入採草放牧地等の面積及び労働力並びに機械装備の状況等を記入した別添様式。  
(申込者が個人であるときはp38～p46の別添様式①、法人であるときはp47～p51の別添様式①及び②)。
- 3 申込者が法人であるときは、定款又は規約の写し。
- 4 申込者が法人であるときは、組合員名簿又は株主名簿の写し。

## 別添様式①

個人・法人とも

## I 一般申請記載事項

&lt;農地法第3条第2項第1号関係&gt;

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況（今回購入する予定地は含めないでください）

所有地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	自作地					
	貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由	
		登記簿	現況			

所有地以外の土地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	借入地					
	貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由	
		登記簿	現況			

## (記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (m<sup>2</sup>)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。
- 上記に記載した土地のうち、売払いを受けようとする土地の所在する市町村以外に所在する土地がある場合には、当該市町村の農業委員会が発行する耕作証明を必ず添付してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畠	樹園地	採草 放牧地
作付(予定)作物				
権利取得後の 面積(m <sup>2</sup> )				

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量					
所有確保しているもの リース					
所有導入予定のもの リース					
資金繰りについて					

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦○○年、農業技術修学暦○○年、その他 ( )

② 世帯員等その 他常時雇用してい る労働(人)	現在： (農作業経験の状況 : )
	増員予定 (農作業経験の状況 : )
③ 臨時雇用労働 力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況 : )
	増員予定 (農作業経験の状況 : )

④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載 (市町村別の状況を記載) してください (隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--	--	--	--	--	--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= \_\_\_\_\_ 、裏作の作付内容= \_\_\_\_\_ )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

**II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項**

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か  
月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）  
年 か月（見込み）

### III 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
②第4条（農地の転用の制限）	有・無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④第42条（措置命令）	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
② 第15条の3（監督処分）	有・無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

別添様式②（法人）

農地所有適格法人としての事業等の状況

＜農地法第2条第3項第1号関係＞

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況					
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積(m <sup>2</sup> )	農業への年間従事日数	農作業 委託の 内容	権利の 種類	面積	直近実績

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類 株主 総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類 株主 総会	株主総会	種類 株主 総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

# 委任状

代理人 住 所  
氏 名

使用印鑑  
印

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 入札物件

参加希望	物件番号	財産区分	所 在 及 び 地 番	地目	登記簿面積
	1	土地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 619番2	畠	549m <sup>2</sup>

3 一般競争入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

登録印鑑  
印

契約担当官  
関東農政局長 菅家 秀人 殿

(注) 委任者の印鑑証明書を添付して下さい。

## 国有財産売買契約書（案）

売扱人 契約担当官関東農政局長 菅家 秀人（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

## (売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	地目	数量(登記簿面積)
埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 6 1 9 番 2	土地	畠	549m <sup>2</sup>

2 前項の定める数量をもって、乙は、契約数量とすることを了承するものとする。

## (売買代金)

第2条 売買代金は、金〇〇円とする。

## (契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ契約保証金として金〇〇円（売買代金の10%以上）を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

## (代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

## (登記嘱託請求書等)

第5条 乙は、本契約締結後速やかに登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

## (所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

## (売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

## (危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は本契約が解除されるまでの間、売買

代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買代金の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を越えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(2) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(3) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(4) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等への使用の禁止)

第11条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の第10条及び第11条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならないこと。

(1) 第12条に定める義務に違反したときは売買代金の1割

(2) 第10条及び第11条に定める義務に違反したときは売買代金の3割

2 前項の違約金は第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 17 条 乙は、第 15 条各号及び第 16 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(返還金等)

第 18 条 甲は、第 14 条から第 16 条までに定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 14 条から第 16 条までの規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当ないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

2 甲は、第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 22 条 本契約の締結及び履行等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容等の公表)

第 23 条 乙は、契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を関東農政局のホームページで公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 24 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する訴えの管轄は、関東農政局所在地を管轄区域とするさいたま地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売 払 人 国

契約担当官 関東農政局長 菅家 秀人 印

買 受 人 住 所

氏 名 印

(記載要領)

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

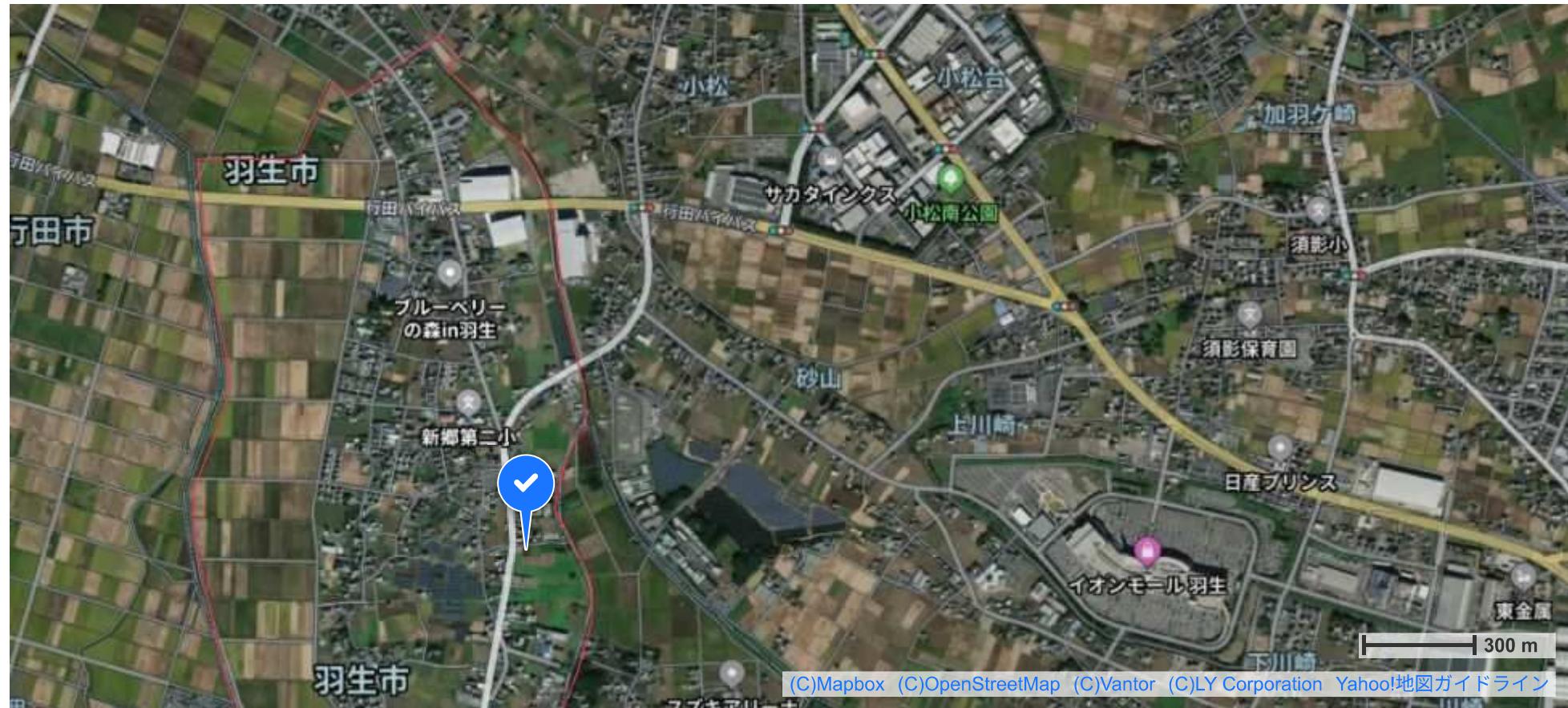
# 物 件 調 書

## 注意事項

入札参加に当たりましては、参加者において現地を確認していただき、御納得いただいた上で御参加していただくこととなりますので、予め御了承ください。

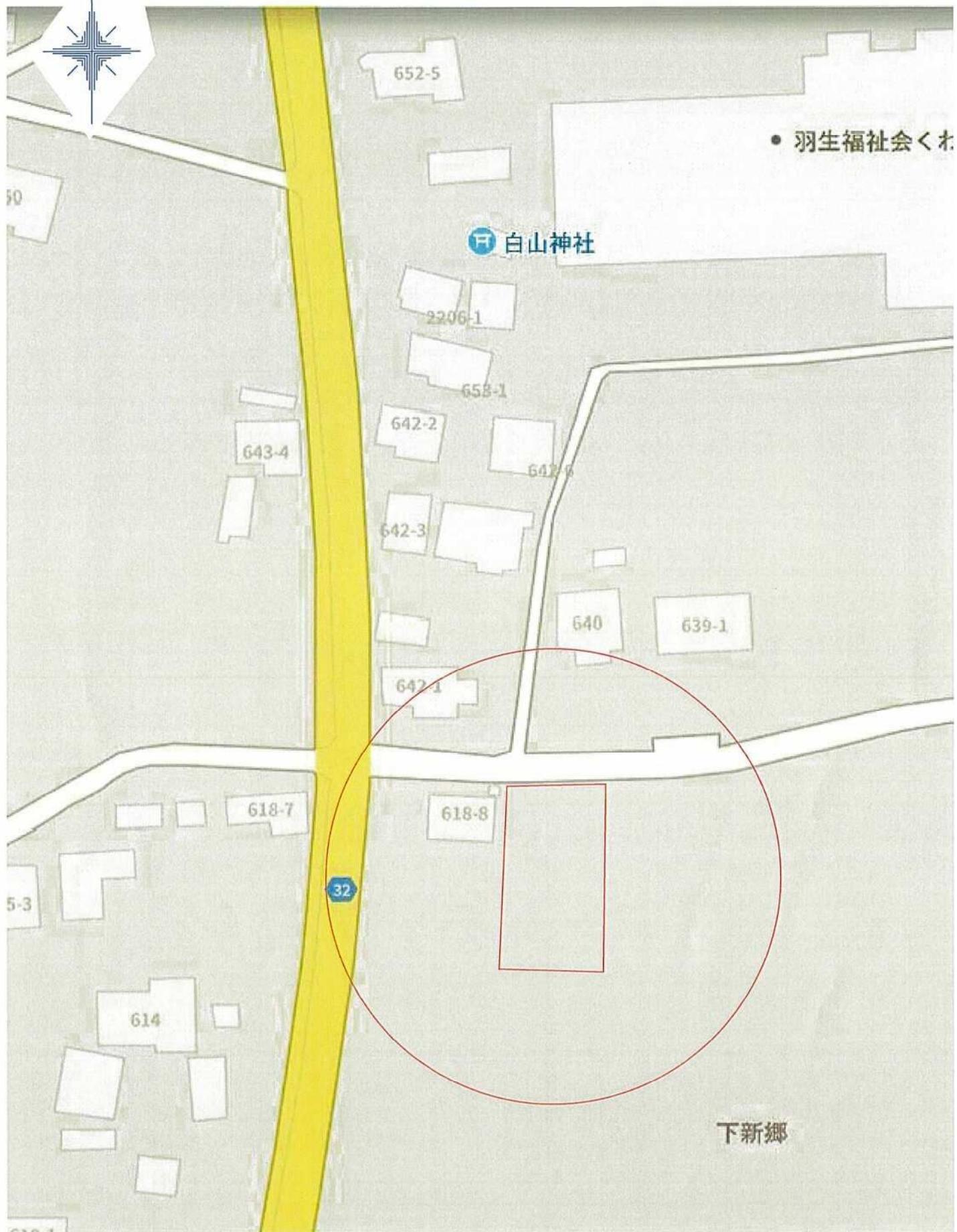
## 物 件 調 書

物件番号 1			
所在地	埼玉県羽生市大字下新郷字小子松 619番2		
沿線	東武鉄道伊勢崎線 秩父鉄道	最寄駅	羽生駅
駅からの距離	約4,000m	徒歩(分)	約50分
バス停	—	バス停徒歩(分)	—
面積(公簿)	549m <sup>2</sup>	面積(実測)	549.97m <sup>2</sup>
私道負担等	なし	私道負担の内容	—
地目	畠	地目(現況)	畠
都市計画	市街化調整区域	用途地域	—
建ぺい率(%)	—	容積率(%)	—
法令等制限	農業振興地域農用地区域外(白地)		
供給処理施設 の状況	電気	—	公共施設
	上水道	—	
	下水道	—	
	都市ガス	—	
備考			



# 案 内 図

所在：羽生市大字下新郷字小子松地内



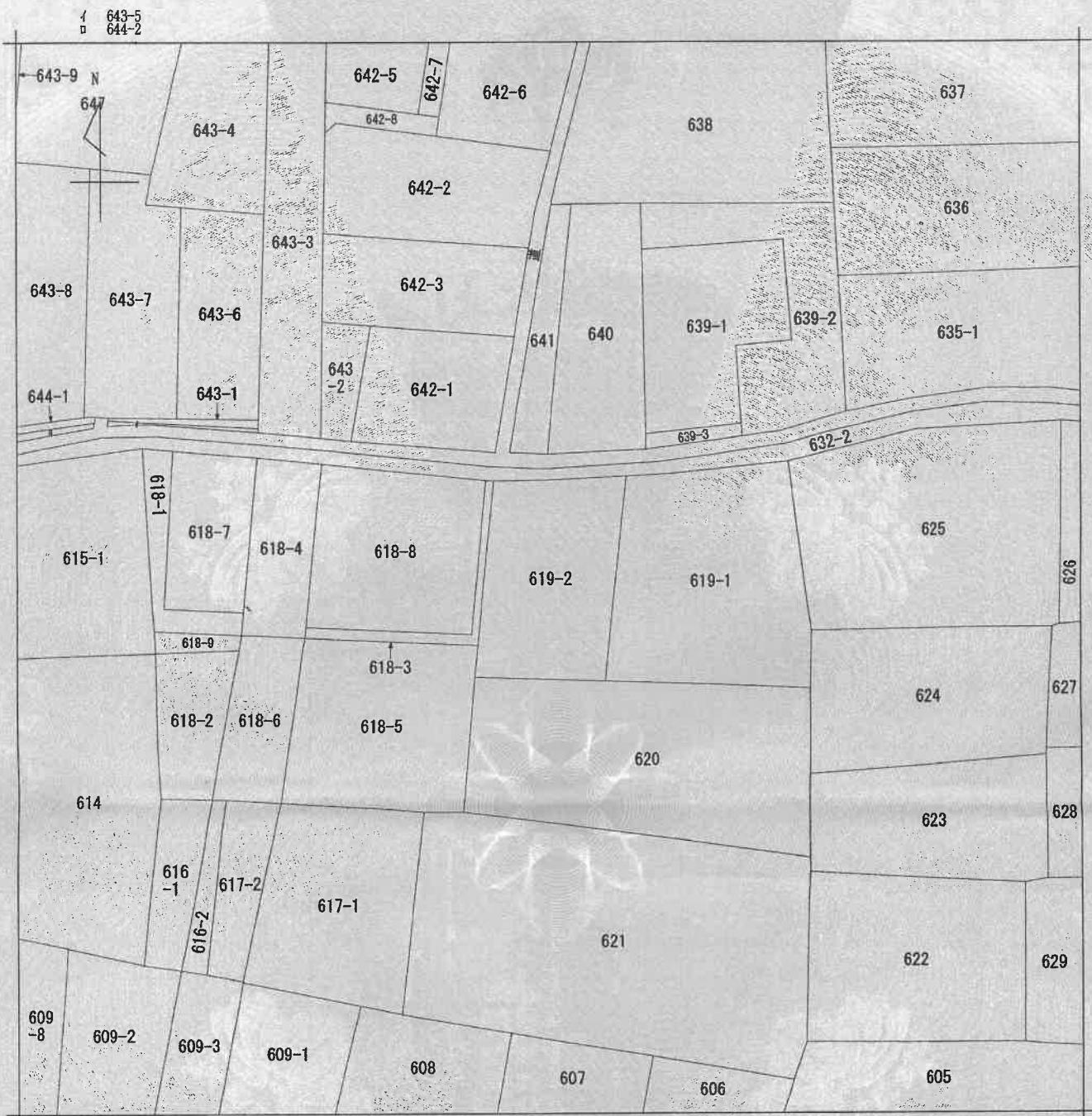


表題部 (土地の表示)		調製	平成19年6月6日	不動産番号	0313000322613
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	羽生市大字下新郷字小子松			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付 [登記の日付]	
619番2	畑	509		余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年6月6日	
余白	余白	549		③錯誤 〔令和5年11月27日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和24年12月8日受付 第1943号	原因 昭和22年10月2日自作農創設特別措置法第3条の規定による買収 所有者 農林省 昭和26年5月12日記載土地買収登記嘱託書綴込帳第2冊第182丁 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年6月6日

さいたま地方法務局久喜支局管轄  
検索日時 令和7年11月28日 14:53:37

※「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。  
※下線のあるものは抹消事項であることを示す。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

大字下新郷

請求部	所在	羽生市大字下新郷字小子松			地番	619番2	
縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類
作成年月日			備付 年月日 (原図)				補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月4日  
さいたま地方法務局久喜支局

請求番号 : 19-1  
(1/1)

登記官

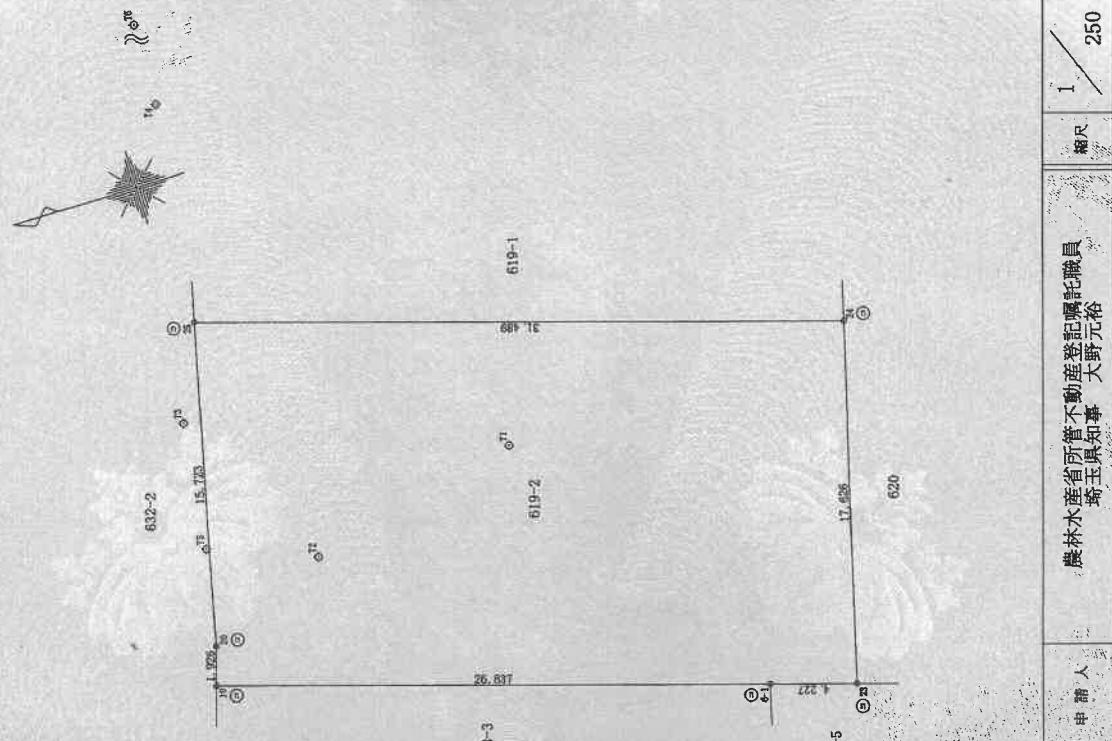
山岸英記



登記年月日：令和5年11月27日

公用

地番	619-2	地積測量図
土地の所在	羽生市大字下新郷字小子松	



座標求積表

地番 619-2			
	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
10	505.793	449.823	-11304.501813
6-1	480.105	442.055	-13144.063370
23	476.059	440.831	-3780.125826
24	471.530	457.865	11726.838380
25	501.671	466.980	15740.027880
20	506.236	451.667	1861.771374
			1099.946626
			549.9733130
			549.97

基準点座標一覧表

測点名	X	Y	標高	備考
T1	488.839	466.834	466.834	ブランチック杭
T2	499.294	464.379	464.379	ブランチック杭
T3	503.606	462.482	462.482	金属錠
T4	500.416	477.669	477.669	金属錠
T5	504.309	486.333	486.333	金属フレート
T6	499.093	487.811	487.811	金属フレート

使用した測地・距離式	任業登録
令和5年11月18日	令和5年11月18日

作成者	境界線の種別				記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号
	石杭	コンクリート杭	金屬錠	金屬杭					
公益社團法人 群玉公社農業試験場土地家産調査士協会 埼玉県加須市三良二丁目14番地9	⑥	②	④	③	⑦	⑨	⑧	⑩	⑪
土地家産調査士 德光謙一									



申請人 大野元裕

(埼玉土地家産調査士会用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和7年12月4日  
さいたま地方税務局久喜支局

登記官

山岸英記